

1. 従来制度の申請資格（概要）

	制度概要	申請資格（以下のいずれかに該当する者）	
入学料免除	○全額・半額を免除（原則、半額免除） ○不許可または半額免除の場合は通知日から起算して 20 日以内に納付。期限を超えた場合は延滞料（年 5 %）を付加。	学部生	・ 特別な事情（※1）
		大学院生	・ 経済的理由かつ学業優秀 ・ 特別な事情（※1）
入学料徴収猶予	○入学料の納付期限を延期。 ・ 4 月入学者は 9 月末 ・ 10 月入学者は 2 月末 ○入学料の減免はなし。 ○不許可の場合は通知日から起算して 20 日以内に納付。納付期限を超過した場合は延滞料（年 5 %）を付加。	学部生 大学院生	・ 経済的理由かつ学業優秀 ・ 特別な事情（※1）
授業料免除	全額・半額・1/4 の額を免除		

※1「特別な事情」とは、6 か月以内（新入生は入学前 1 年以内）において、学資負担者の死亡や風水害等に被災した世帯の学生。

- ・ 熊本地震、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年台風第 19 号の被災者は、上記の申請資格によらず、従来制度による入学料免除及び授業料免除の申請が可能です。

【 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース 】

以下のいずれかに該当する場合、入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請はできません。

- ・ 入学料（授業料）を納付している場合
- ・ 会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合
- ・ 奨学団体から奨学金を受けている学生や政府派遣留学生で、「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合

※ 申請資格の詳細については「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」をご確認ください。